

制限付一般競争入札実施要領

1 入札に付する事項

- (1) 件名 東大阪市庁舎清掃業務（長期継続契約）
- (2) 委託期間 令和8年10月1日から令和11年9月30日まで（36ヶ月）
※「東大阪市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例」で規定する長期継続契約であり、予算の減額又は削減があった場合は契約期間中での契約解除を行う場合がある。
- (3) 業務内容 清掃業務
- (4) 入札方法 総合評価制限付一般競争入札（低入札価格調査対象業務）
- (5) 履行場所 東大阪市本庁舎（東大阪市荒本北一丁目1番1号）
- (6) 予定価格 月額6,035,700円 ※消費税及び地方消費税を含む
※本予定価格は、当初1年間に要する経費を基に算出した月額である。
また、別紙「東大阪市庁舎清掃業務委託【長期継続契約】における賃金等の変動にかかる変更契約協議の基準について」に基づいて、履行開始日から起算して13ヶ月目及び25ヶ月目において、人件費の上昇及び物価変動に適切に対応することを目的とした変更契約協議を実施することを想定している。
- (7) 仕様書等 本市ウェブサイト（管理課ページ）へ掲載する。

2 契約条項を示す場所

- (1) 場所 東大阪市荒本北一丁目1番1号
東大阪市役所12階 企画財政部資産経営室管理課
- (2) 公告日 令和8年6月25日（木）
※ 同日中に、本市ウェブサイト（管理課ページ）にも掲載する。

3 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 東大阪市財務規則第88条の2第1項の規定により令和6年・7年・8年度東大阪

市入札参加有資格者名簿（物品・役務）に登録されていること。

- (2) 前号の名簿に登録されている業種の希望が「009・建物清掃」（希望順位は問わない）であること。
- (3) 東大阪市入札参加停止要綱による入札参加停止期間中でないこと。
- (4) 東大阪市公共工事等暴力団対策措置要綱による入札参加除外措置中でないこと。
- (5) 「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」第12条の2における「建築物における清掃を行う事業」の登録を受けているものであること。
- (6) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
- (7) 過去3年間（令和5年4月1日から令和8年3月31日）において、延床面積が1万㎡以上の建築物の清掃業務を1年以上継続して受託した契約実績（期間内に履行完了した実績を含む）を有していること。
- (8) プライバシーマークの付与を受けていること。
- (9) 仕様書及び関係法令を遵守し、適正な履行の確保を誓約できること。
- (10) 委託業者決定の翌日から業務開始日までの間に、本業務を円滑に遂行できるよう習熟度を深め、本業務を迅速かつ安全に履行できること。

4 入札方式について

本業務は、低入札価格調査制度を利用した総合評価方式一般競争入札により落札者を決定する。

5 スケジュール

項目	日程	手続の方法	詳細
質疑受付	令和8年7月2日（木）午前9時から午後5時30分まで	担当課へメール	6を参照
入札参加資格 審査申請	令和8年7月10日（金）午前9時から7月13日（月）午後5時30分まで	左記期間内に担当課へ持参又は郵送(郵送の場合は簡易書留郵便とすること)	7を参照
入札書類提出	令和8年7月21日（火）午前9時から午後5時30分まで（郵送の場合は上記期間中に必着）		9を参照
入札結果公表	令和8年8月7日（金）		10を参照

6 質疑について

入札参加を希望する者が質疑を行う場合は、質疑書（様式5）により本市担当課までメールにて令和8年7月2日（木）午前9時から午後5時30分までに送信し、送信後、電子メール送付の電話連絡を本市担当課へ行うこと。また、質疑に対する回答については、令和8年7月7日（火）までに本市ウェブサイト（管理課ページ）にて公表する。質疑に入札参加者名を特定できる内容等が含まれる場合は、回答の際に一部加工することがある。なお、質疑がない場合及び見解を異にする場合は、本市の決定に基づいて行い、入札をした者は、入札後、仕様書等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

7 入札参加資格審査申請に関する事項

(1) 入札参加を希望する者は、次の書類を提出し、入札参加資格の審査を受けなければならない。

様式	書類の名称	注意事項
様式 1	入札参加申請書	押印省略可 様式 1 に記入する申請日は「令和 8 年 7 月 1 0 日」又は「令和 8 年 7 月 1 3 日」とすること（様式 2・3 も同様とする。）
様式 2	契約実績証明書	契約書等の写しを添付すること。
様式 3	誓約書	
様式 4	受付票	商号又は名称を記入すること
	登録証の写し	建築物における衛生的環境の確保に関する法律第 1 2 条の 2 関係
	プライバシーマーク関係書類	認定書類の写しを提出すること。
	7 6 0 円分の切手を貼った長 3 号封筒（速達の簡易書留）	入札参加確認通知書の返信用封筒に使用する ので、宛名を記入しておくこと

※ 各様式は、本市ウェブサイト（管理課ページ）からダウンロードすること。

(2) 入札参加資格審査申請の場所及び日時

ア 申請場所 東大阪市荒本北一丁目 1 番 1 号

東大阪市役所 1 2 階 企画財政部資産経営室管理課

イ 申請期間 令和 8 年 7 月 1 0 日（金）から令和 8 年 7 月 1 3 日（月）まで

土・日・祝日を除く各日午前 9 時から午後 5 時 3 0 分までに持参すること。

なお、郵送の場合は簡易書留郵便とし、上記期間中に必着とすること。

(3) 入札参加資格の審査及び通知

入札参加資格審査申請に係る提出書類により入札参加資格を審査し、その結果通知を令和 8 年 7 月 1 4 日（火）までに発送する。

(4) 入札参加資格を認めなかった理由の説明に関する事項

ア 入札参加資格の審査の結果、入札参加資格を認められなかった者は、その理由について説明を求めることができる。

イ 前号の説明を求める場合は、令和8年7月17日（金）までに本市担当課まで書面を持参又は郵送により提出すること。郵送の場合は、簡易書留郵便とし、提出期限内必着とする。

ウ 説明の求めがあった時は、令和8年7月22日（水）までに回答書を発送する。

(5) 入札参加の辞退

入札参加資格審査申請書類を提出後、入札の参加を辞退する場合は、令和8年7月21日（火）入札書類提出日までに電話にて本市担当課に連絡の上、入札辞退届を提出すること。

8 入札に参加することができない者

- (1) 入札参加資格審査申請期間から入札日までの間において、東大阪市入札参加停止要綱により入札参加停止となった者
- (2) 入札参加資格審査申請期間から入札日までの間において、東大阪市公共工事等暴力団対策措置要綱により入札参加除外となった者
- (3) 入札参加資格審査申請期間に申請しなかった者
- (4) 「9 総合評価入札に係る関係書類の提出」で示す関係書類を提出日時に提出しなかった者
- (5) 入札に参加することが適正でないと決定された者

9 総合評価入札に係る関係書類の提出

- (1) 提出日時 令和8年7月21日（火）午前9時から午後5時30分（時間厳守）
- (2) 提出場所 東大阪市役所12階 資産経営室管理課
- (3) 提出書類

書類の名称	注意事項	提出部数
入札書	入札参加資格申請において参加資格「有」で通知した者に配布する。	1部
総合評価入札に係る 企画提案書	ウェブサイトで公表する「評価項目、評価点及び評価内容」に記載する本市指定様式及び任意様式を提出すること。（データも併せて提出すること）	2部 + データ(CD等)

- (4) 提出方法 持参または郵送（郵送の場合は簡易書留郵便とし、上記期間中に必着とすること。）
- (5) 開 札 提出書類のうち、入札書の開札は令和8年7月22日（水）13時に東大阪市役所12階東側会議室にて行う。
- 入札参加者の立会は求めないが、入札参加者のうち希望する者は、開札に立ち会うことができる。入札参加者が立ち会わない場合は、市は入札事務に関係のない職員を立ち会わせて開札を行う。なお、当該開札では、入札価格が予定価格を超えていないこと等の確認を行うものとし、入札価格、落札者の発表は行わない。

10 落札事項

- (1) 落札方法は、別に示す落札者決定基準に則り総合評価方式によって行う。
- (2) 地方自治法施行令第167条の10の2第2項の規定を適用し、調査基準価格を設ける。
- (3) 落札者決定基準に基づく審査の結果、最も高い総合評価点を得た者を落札者とする。
- (4) 審査の結果、落札者となるべき者(以下「落札候補者」という。)が市が設定する調査基準価格を下回る入札を行った場合、落札候補者は速やかに入札価格詳細内訳書、配置労働者賃金支払予定表を提出しなければならない。
- (5) 市は前号の低入札価格調査資料をもとに落札候補者が履行可能か調査をする。調査の結果、適正な履行の確保が困難と判断した場合は失格とする。
- (6) 入札結果は、令和8年8月7日（金）に本市ウェブサイトで公表する。

11 入札保証金に関する事項

東大阪市財務規則第96条第2号の規定により免除する。

12 入札の無効に関する事項

東大阪市財務規則第102条各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

13 契約事項

- (1) 契約保証金は、契約金額の100分の3に相当する額以上とする。ただし市財務規

則第117条第1号の規定に該当する場合は免除とする。

1.4 特記事項

本案件は、「東大阪市庁舎清掃業務委託【長期継続契約】における賃金等の変動にかかる変更契約協議の基準について」に基づき、履行開始日から起算して13ヶ月目及び25ヶ月目において、人件費の上昇及び物価変動に適切に対応することを目的とした変更契約協議を想定している。入札額については、同基準を十分理解した上で適切に見積もること。

1.5 その他

- (1) 地方自治法及び同法施行令、東大阪市財務規則のほか、本委託業務に関係する一切の法令を遵守すること。
- (2) 次のいずれかの関係に該当する者同士の入札参加は認めない。
 - ①親会社(会社法第2条第4号の規定による親会社をいう。以下同じ。)と子会社(会社法第2条第3号の規定による子会社をいう。以下同じ。)の関係にある者
 - ②親会社を同じくする子会社同士の者
 - ③一方の会社の役員(監査役は含まない。以下同じ。)が、他方の会社の役員を現に兼ねている者
 - ④一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている者

1.6 担当課

〒577-8521 東大阪市荒本北一丁目1番1号

東大阪市企画財政部資産経営室管理課 TEL: 06-4309-3125

メールアドレス: kanri@city.higashiosaka.lg.jp

管理課ウェブサイトアドレス: <https://www.city.higashiosaka.lg.jp/soshiki/>

5-7-0-0_1.html